

鴻巣市立つつみ学園（児童発達支援センター）利用までの流れ

保護者

センター利用の希望／勧め



相談支援事業所の選定・面談

- ・相談支援専門員に利用計画(案)作成依頼

センター見学・面談（随時）



障がい福祉課へ受給者証申請

市から受給者証が届く、内容確認



通園希望月の前々月末日までに
保育課に申込

※翌年度当初通所希望の申し込み
時期は改めてお知らせします

- ・申請書
- ・通所受給者証
- ・障害者手帳の写し(手帳所持者)



通所許可（却下）

受入児を対象としたオリエン
テーション

センターと利用契約・利用開始

相談支援事業所

対象児・保護者と面談

- ・インテーク、アセスメント



センター見学同行（可能な限り）

- ・センター利用の必要性を確認



利用計画(案)作成



【調整会議】
通園申請書の提出を受けて開催（園長、児童発達支援管理責任者、担当相談員、地区担当保健師、保育課職員）

- ・センター利用の必要性を関係者で協議し、他の療育や事業所、保育所等の併用利用も含めて対象児の療育支援を検討する
- ・検討結果をふまえて、通園の可否を決定する

（却下の場合、他の療育や事業所等の利用を検討する）



受給者証の内容を確認

利用計画の作成

児童発達支援センターつつみ学園

見学対応

- ・相談票により児童の様子を確認、保護者から聞き取り(家庭での様子含む)
- ・感染症の有無を確認
- ・担当相談員、担当保健師同行



受入児を対象としたオリエン
テーション

受給者証内容を確認・利用契約

個別支援計画作成・利用開始

保育課こども発達支援担当

センター見学に同行



通園の可否を保護者宛に通知